

日本老年泌尿器科学会 名誉会員規程

第1条 会則第3章第5条に定める名誉会員の称号は、次の各号のいずれかを満たす満65歳以上に達した会員について、理事会が推薦し評議員会の決議をもって承認された者に授与する。ただし、本人の承諾を得るものとする。

- (1) 理事長を務めた者
- (2) 学術集会の会長を務めた者
- (3) 理事または監事を通算2期以上務めた者

2. 前項各号にかかわらず、理事会は、名誉会員として特にふさわしい者を理事会の決議により評議員会に推薦することができる。但し、評議員会への推薦に当たっては本人の承諾を得るものとする。

第2条 名誉会員称号は終身称号とし、授与に際しては本会から理事長名で本人に通知する。

第3条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

第4条 本規程を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

1. 本規程は2022年6月10日から施行する。